

神奈川県立特別支援学校では、
医療的ケアが必要な子どもたちの通学を支援してくれる
看護師と福祉車両を探しています

【事業内容】

医療的ケアが必要な児童・生徒に対して、看護師同乗の福祉車両により通学を支援しています

看護師



【対象となる事業者】

訪問看護ステーションや
NPO 法人等の事業者

【料金】

見積金額により学校と調整します

【回数】

月 1 回、週 1 回からでも可能

福祉車両



【対象となる業者】

道路運送法に基づき、
旅客自動車運送業を実施している
事業者や自家用有償旅客運送を
実施している事業者

【料金】

時間単価、介助手数料をお支払いします

【回数】

月 1 回、週 1 回からでも可能

医療的ケア児宅



学校



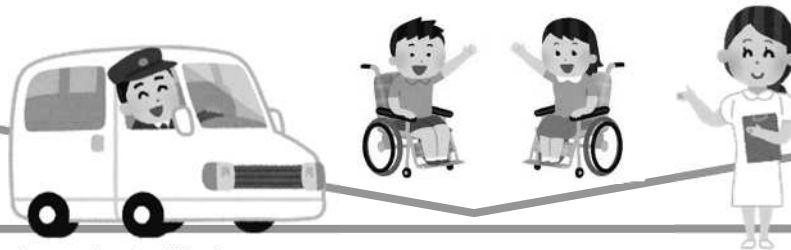
詳細はこちらへ
ご相談ください

県教育委員会 特別支援教育課
☎ 045-210-8276

～医療的ケア児通学支援事業 主な業務の流れ～

1 事前手続き

- ① 訪問看護等事業者、福祉車両等事業者へ保護者・学校から依頼
- ② 事業者が依頼を承諾
- ③ 訪問看護等事業者・福祉車両等事業者と学校・保護者が契約締結
- ④ 試走・打合せ
- ⑤ 通学支援開始



2 運行中の主な業務

★車両運転手

- ・ 乗降介助
- ・ 車いす固定
- ・ 運行
- ・ (医療的ケア実施時)速やかに安全な場所に停車
- ・ 緊急時の対応

☆看護師

- ・ 対象児童生徒の体調の観察等
- ・ 医療的ケアの実施
- ・ 緊急時の対応
- ・ 保護者、学校職員との引継ぎ

車内で実施する医療的ケア
気管カニューレ・エアウェイ等の管理
吸引(鼻腔内、口腔内、気管カニューレ内)
酸素管理、人工呼吸器管理等

2 事後手続き

- 運行ごと…学校への業務終了報告、乗車記録シート等の提出
- 月ごと…実績報告書の提出(訪問看護等事業者)
運行状況報告書の提出(福祉車両等事業者)